

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

なお、一部の連結対象団体（地方公営企業（法適用）、公益財団法人、株式会社）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・・・・出資金額

ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

一部の連結対象団体（地方公営企業（法適用）、株式会社）においては、個別法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・定額法

ただし、一部の連結対象団体（地方公営企業（法適用）、一部事務組合、公益財団法人、株式会社）においては、取替法又は定率法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体（地方公営企業（法適用）、株式会社）においては、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（地方公営企業（法適用）、一部事務組合、株式会社）においては、税抜き方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計等	－	－
墓地事業特別会計	一般会計等	全部連結	－
国民健康保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結	－
介護保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結	－
後期高齢者医療特別会計	公営事業会計	全部連結	－
水道事業会計	公営企業会計	全部連結	－
公共下水道事業会計	公営企業会計	全部連結	－
千葉県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	1.82% 1.94%
四市複合事務組合	一部事務組合	比例連結	20.1%
印旛利根川水防事務組合	一部事務組合	比例連結	8.80%
千葉県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	3.16%
北千葉広域水道企業団	一部事務組合	比例連結	6.12%
(公財)八千代市地域振興財団	第三セクター等	全部連結	－
(株)八千代市水道サービス	第三セクター等	全部連結	－
東葉高速鉄道(株)	第三セクター等	比例連結	21.88%

※千葉県市町村総合事務組合についての比例連結割合は一般会計 1.82%、自治研修センター特別会計 1.94%としています。

※「公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団」と「公益財団法人八千代市環境緑化公社」は合併し、同年 4 月 1 日より「公益財団法人八千代市地域振興財団」に改組しています。

連結の方法は次の通りです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
なお、表示単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「－」を表示しています。